

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 8 月 28 日（木）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価分析業務
対象国及び類似地域	インド及び全途上国

語学の種類	英語
-------	----

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

インドは世界第二位の道路交通網を有しており、道路の総延長は約 622 万 km（出典：インド道路交通省年次報告書 2020-2021）に及ぶ他、道路は旅客輸送の 85.2%、貨物輸送の 62.9%（出典：インド基本道路統計 2016-2017）を担っており、国内の運輸部門を支える重要な輸送手段である。更に、インドの車輛登録台数は 2007 年度以降の約 10 年間で年率約 10.1%（出典：インド道路交通省年次報告書 2019-2020）で増加しており、急増する交通需要を支えるための道路インフラの重要性は増していくものとみられる。

道路交通省（MoRTH：Ministry of Road Transport and Highways）の下部組織であるインド国道庁（NHA I：National Highways Authority of India）は、2001 年より国道開発プログラム（National Highways Development Project：NHDP）を開始し、首都デリー、西部のムンバイ、東部のコルカタ、そして南東部のチェンナイを結ぶ「黄金の四角形」をはじめとする大都市間の道路整備を進めてきた。2001 年当時に計画していた全区間（7,522km）の道路建設工事が終了する等、主要幹線道路は整備が進み、2017 年以降は NHDP の後続として開始されたバラットマラ計画（Bharatmala Pariyojana）（フェーズ 1）の下で、国道開発が更に進められている。特に、北東部地域やヒマーチャルプラデシュ州等における山岳道路の開発を最優先課題の一つと位置付けており、MoRTH、NHA I だけでなく、2014 年にインド北東部地域と戦略的国境地域における国道の整備・管理を行う目的で設立された国道インフラ開発公社（NHIDCL：National Highways and Infrastructure Development Corporation Limited）が山岳道路開発を進めている。

かかる状況をふまえ、JICA は山岳道路開発に関して「持続可能な山岳道路開発のための能力向上プロジェクト」（2016 年 4 月～2022 年 3 月）及び「レジリエントな山岳道路の為に維持管理能力向上プロジェクト」（2022 年 4 月～2025 年 9 月）により、設計開発段階のガイドラインの整備、維持管理に係るハンドブッ

クの整備を行い、山岳道路開発、維持管理に係る概念的な側面の技術協力を実施してきた。両プロジェクトの実施を通じて、インド道路交通省内では斜面对策や維持管理の重要性が浸透してきているが、導入した技術、手法およびガイドラインは MoRTH、NHAI および NHIDCL の限られた地域の山岳道路事業を担当する技術者にしか普及しておらず広範な適用がなされていないことや、そもそも地方政府組織の山岳道路に精通した技術者が不足していること等により、十分な浸透には至っていない。

このような背景からインド国政府は我が国に対し、山岳道路における斜面对策や地すべり対策を専門とする研究者の育成や山岳道路の設計・建設・維持管理等に係る研修プログラムの作成、山岳道路の建設・維持管理を支える制度・政策・技術の改善により、山岳道路の関連機関・技術者等の能力向上を図り、もって山岳道路の最適な開発及びアセット管理に資することを目的として、「インド国統合的な山岳道路開発及びアセット管理のための能力向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施に係る協力を要請した。

この要請を受けて JICA はプロジェクトの実施に先立ち、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの実施に係る合意文書締結を行うことを目的として詳細計画策定調査を実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2025 年 9 月上旬～2025 年 9 月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析（ジェンダー視点を含める）により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題、ジェンダー分析状況も確認する。

- ② インド側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2025年9月中旬～2025年9月下旬）

- ① JICAインド事務所等との打合せに参加する。
- ② インド側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア） 要請背景・内容
 - イ） 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ） 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ） 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、ADB、NGO等）の活動動向、連携の可能性
 - オ） 他の援助機関による山岳道路維持管理に係る協力の有無と、ある場合はその内容を確認する。
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び

代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAインド事務所等に報告する。

（３）整理業務（2025 年 9 月下旬～2025 年 11 月上旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） 業務完了報告書（和文 3 部）

2025 年 11 月 7 日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年9月14日～9月28日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 道路防災（JICAが別途契約するコンサルタント）

エ) 評価分析／ジェンダー（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAインド事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・要請書（英語）
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・インド国 持続可能な山岳道路開発のための能力向上プロジェクト事業完了報告書

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000047220>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インド事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められ

た方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上